

別添資料3 〈高松市教育委員会〉児童生徒問題行動対策連絡会設置要綱

児童生徒問題行動対策連絡会設置要綱

(設置)

第1条 本市における、児童生徒のいじめ問題、暴力行為等問題行動の対策を総合的かつ効果的に推進するため、児童生徒問題行動対策連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、本市における児童生徒のいじめ問題、暴力行為等問題行動の対策の総合的な推進に関する意見を述べる。

(組織)

第3条 連絡会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、学校、児童相談所、法務局、警察その他の関係機関等のうち、別表に掲げる関係所属の職員及び学識経験者とし、教育委員会教育長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第5条 連絡会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。(別表)

別表

関係機関等	関係所属
学 校	高松地区小学校長会
	高松地区中学校長会
	高松第一高等学校
相 談 機 関	香川県子ども女性相談センター
	高松市こども女性相談室
法 務 局	高松法務局人権擁護部

別添資料3 〈高松市教育委員会〉児童生徒問題行動対策連絡会設置要綱

警 察	香川県警察本部少年課
	香川県警察高松北警察署生活安全課
	香川県警察高松南警察署生活安全課
	香川県警察高松東警察署生活安全課
	香川県警察高松西警察署生活安全課
心理・福祉等に 関する専門家	香川県臨床心理士会
	香川スクールソーシャルワーカー協会
P T A	高松市P T A連絡協議会
学 識 経 験 者	香川大学教育学部附属教職支援開発センター